

第 19 回農業資材審議会農薬分科会 議事概要

1 開催日時及び場所

日時： 平成 31 年 3 月 18 日（月） 14：00 ～ 16：30

場所： A P 虎ノ門 11 階 A ルーム

2 出席委員（敬称略）

赤松美紀、安藤洋次、梅田ゆみ、神山洋一、小島正美、代田眞理子、山本廣基、天野昭子、宇野彰一、大森敏弘、小浦道子、小林正伸、福山研二、與語靖洋、加藤保博、関田清司、永山敏廣

3 会議の概要

（1）農薬の蜜蜂への影響評価法について

改正農薬取締法においては、農薬の安全性をより一層向上させる観点から、農薬の安全性に関する審査を充実することとしており、その一環として、農薬の蜜蜂への影響評価の充実を図ることとしたところ。本審議会では、新たに導入する評価法案に関して、専門家からなる検討会でのこれまでの検討状況を農林水産省から説明するとともに、評価法案の内容を與語委員から報告した。審議の結果、案のとおり了承された。

委員からの主な質問・事務局からの回答は以下のとおり。

（質問）花粉・花蜜中の農薬濃度の推定方法は適切か。

（回答）より安全側に立った推定方法としている。米国でも同じ方法を用いている。

（質問）蜜蜂が暴露しない剤型とはどのようなものか。

（回答）粒剤等であれば、蜜蜂が農薬に直接接触することによる被害を受けにくいという主旨。

（質問）蜜蜂に関する試験は難しく、国内で実施できる場所も少ないので、実測値を用いた精緻化が進まず、過剰評価となるおそれがあるのではないのか。

（回答）今後、国内で試験を実施するにあたっての留意点等をガイダンス等でお示ししたい。また、海外で取得されたデータも利用可能としており、これらを組み合わせて進めていきたい。

（質問）我が国の実態を反映した評価法とあるが、どういうことか。

（回答）例えば、海外では、花粉と花蜜からの暴露を併せて評価しているが、我が国の評価ではそれぞれ分けて評価する。

委員からの主な意見は以下のとおり。

- ・ ネオニコチノイド系農薬の蜜蜂に対する影響については、消費者の間で心配する方が多いので、適切に情報発信して欲しい。

（2）農薬使用者への影響評価法について

改正農薬取締法においては、農薬の安全性をより一層向上させる観点から、農薬の安全性に関する審査を充実することとしており、その一環として、農薬使用者への影響評価の充実を図ることとしたところ。本審議会では、新たに導入する評価法案に関して、専門家からなる検討会でのこれまでの検討状況を農林水産省から説明するとともに、評価法案の内容を関田委員から報告した。審議の結果、案のとおり了承された。

委員からの主な質問・事務局からの回答は以下のとおり。

(質問) 本評価において、散布作業の予測式を 16 種類作成しているが、これですべての使用方法をカバーしているのか。

(回答) 使用者の暴露の観点から、我が国の農作業における主要な使用方法はカバーしている。なお、手散布にはホース散布を含んでいる。

(質問) 農薬を希釈することなく、そのまま田面に散布するような使用方法もあるが、暴露が少なく安全なので評価不要ということか。

(回答) 暴露が少ないことは確認している。農薬の原液を使用することから、手袋の着用を義務付けるというリスク管理措置で使用者の安全を確保することを考えている。

(質問) 予測式の作成にあたり、試験例数が少なく、また古いデータも用いているようだが、農作業の方法は変わってきており、また、個人ごとのばらつきも大きいことを考慮する必要がある。

(回答) 欧米に比べ、例数が少ないことは事実であり、今後とも、新しいデータの蓄積に努め、必要に応じ、予測式の見直しを検討する。

(質問) 手散布と機械散布で暴露量に差がある。例えば、機械散布でのみ使用可能とするような登録は可能か。

(回答) 登録の際に定めた使用方法が遵守されるかが重要であり、防除現場の実態をみて、様々なオプションを検討していく。

(質問) 経口毒性試験から体内への吸収量を換算する際に、動物の種差をどう考えるのか。

(回答) 毒性試験と同じ動物種の吸収率を使用する。

(質問) ドローンや無人ヘリなどの場合、大面積に散布するが、使用者への暴露は小さいと予想される。これらの散布方法も考慮しないのか。

(回答) 現在、ドローンなどで散布した場合の暴露調査はなく、登録上の規制としては、地上散布と同様と整理している。今後、普及が進めば、ドローンで散布した場合の暴露量データ等を整備していくことも検討。

(質問) マスクなどの防護装備の性能まで指定して登録し、それに基づいて指導していくのか。

(回答) リスク評価結果に従って必要な防護装備を指定し登録する。法改正により、防護装備は被害防止方法とされたので、これまで以上に指導を徹底したい。

(質問) 食品中の残留農薬からの暴露と使用時の暴露を併せて評価するのか。

(回答) 食品からの暴露と使用時の暴露は、それぞれ毒性指標を設定し、別々に評価する。欧州の使用者影響評価でも同様。

(質問) 家庭菜園で農薬を使用する場合であっても、防護装備を求めるのか。

(回答) 農薬登録制度の中で、家庭菜園を区別しているわけではないので、同じ防護装備を求めることとなる。

委員からの主な意見は以下のとおり。

- ・ 評価の導入は安全性の向上に資するものと理解。日本の農業生産の実態に合った評価となるようにしていただきたい。また、高次評価の実施は難しく、コストがかかる上、実施できる施設も限られているので、メーカーの新規農薬の創生や既登録農薬への影響についても配慮して欲しい。新しいデータが得られたら評価法を見直すということは、歓迎するが、関係者との協議の継続をお願いする。
- ・ 都道府県が過去に実施した暴露量等に関するデータの収集も行っているようだが、解析して信頼性のあるデータがあれば見直しに活用していただきたい。

(3) 農薬取締法第4条第1項第5号に掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定について（諮問）

(1) 及び (2) の議論の結果を受け、農薬取締法の一部を改正する法律（平成30年法律第53号。以下「改正法」という。）附則第11条の規定に基づき、改正法第2条の規定による改正後の農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第4条第1項第5号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定めることについて、農林水産省から説明を行った。審議を経た結果、諮問のとおりの内容で改正することについて了承された。

(4) 農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準の改正について（諮問）

改正法第2条による法の改正により、生活環境動植物への影響評価を行うこととなっている。今般、中央環境審議会できりまとめた評価法案に基づき、法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年農林省告示第346号）の一部を改めることについて、環境省から説明を行った。審議を経た結果、諮問のとおりの内容で改正することについて了承された。

委員からの主な質問・事務局からの回答は以下のとおり。

(質問) 生活環境動植物として、なぜ鳥を選んだのか。

(回答) 鳥の評価方法については、我が国でも既にハザード評価が行われていたり、メーカーが自主的にリスク評価できるよう、リスク評価マニュアルを作成したりするなど知見の集積が進んでいたことから、今般、農薬登録のための評価対象としたところである。

(質問) 毒性試験方法は、OECDテストガイドラインに準拠するとしているが、TG203には海水魚は含まれているのか。

(回答) 現在は含まれていないが、今後海水魚を入れる方向で見直し作業中であると承知している。ただし、我が国の評価対象に海水魚を含めるかは、別途検討が必要となる。

(質問) 野生ハチに対する評価導入のスケジュールはどうか。

(回答) 野生ハチには多様な種類があり、種間での大きさや感受性の違い、ばく露経路などについて調査中である。これらの結果に基づき、今後、中央環境審議会できり野生ハチを評価対象に加えられるかについて検討することとしてい

るため、具体的な導入スケジュールは決まっていない。

(5) 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の改正について（諮問）

法第 39 条第 3 項の規定に基づき、改正法第 2 条の施行に伴い、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）の一部を改めることについて、農林水産省から説明を行った。審議を経た結果、諮問のとおりの内容で改正することについて了承された。

(以上)